

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員のさらなる処遇改善を図るため、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても令和 3 年 4 月より加算算定を行っております。当該加算を受けるためには以下の要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

1. 現行の処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

3.の見える化要件とは、新加算の取得状況や賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービス情報公表制度や自社のホームページを活用し、外部から見える形で公表することです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）について、以下のとおり公表します。

	職場環境要件	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	法人や事業所の目指すべき方針について事業計画や運営方針を毎年作成しています。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士習得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得を積極的に行えるよう、費用の補助、研修・講習及び受験に配慮したシフトの作成を行っています。 資格取得者に対しては給与・昇格等処遇面を考慮しています。 定期的な事業所内研修の開催や外部研修への積極的な派遣等により、職員の介護技術や知識の習得が行えるよう考慮しています。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	育児や介護、療養等が必要な職員に対して、業務と両立していけるような柔軟な勤務シフトの作成を行っています。 有給休暇を取得しやすい環境整備を行っています。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	短時間勤務労働者も含めた全職員に、年に 1 回の健康診断受診を義務付け、係る費用に対しての助成を行っています。 職員休憩室の確保、分煙スペースの確保等行っています。

生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー導入による業務量の縮減	令和 3 年 5 月に介護現場に介護事業所支援システムの入ったスマートフォン端末を導入し、介護職員の事務負担軽減や利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等の業務の省力化・効力化を図っています。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	スタッフ定例会議を定期的に行い、事業所としてのサービス向上や、よりよい勤務環境作りに向けた情報の共有化、課題の明確化、課題の改善に向けた取組の検討を行っています。